

すみれが丘町内会会則

- 第1条 本会は、すみれが丘町内会と称し、事務所をすみれが丘会館内に置く。
- 第2条 本会の会員は、すみれが丘区域内に居住又は事業を営むもので、入会の手続きをした、個人会員、特定個人会員及び法人会員により構成する。ただし、特定個人会員は、組長その他の役職の遂行が困難であると役員会が承認したものに限る。

第2章 目的及び事業

- 第3条 本会は、会員相互の親睦と融和をはかり、もって地域社会の向上発展及び住民が安心して暮らせるまちづくりの推進を目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的達成のために、次のことを行う。
- 1 防犯、防火、防災、交通安全に関する活動
 - 2 福祉、環境、保健衛生に関する活動
 - 3 諸行事の企画、実施
 - 4 「すみれが丘会館」の管理、運営
 - 5 「すみれが丘公園多目的広場」の管理、運営
 - 6 その他必要と認められる事項

第3章 役員及び組長

- 第5条 本会に次の役員を置く。
会長 1名、副会長 5名以内、総務 2名以内、会計 2名以内、監事 2名以内、ブロック会長 若干名、専門部会長・専門副部会長 若干名
- 第6条 役員の仕事は次のとおりとする。
- 1 会長は、会を代表し会務を総括する
 - 2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その仕事を代行する
 - 3 総務は、会の運営上の企画及び庶務を担当する
 - 4 会計は、会計事務を担当する
 - 5 監事は、会の運営及び会計を監査する
 - 6 ブロック会長は、担当ブロック内の組長をまとめ、ブロック内会員の意見等を調整する
 - 7 専門部会長は、各部会を統括し、専門副部会長はそれを補佐する
 - 8 役員は、役員会に出席し、各事業の企画立案及び運営などに関し参画する
- 第7条 役員を選出は、次のとおりとする。
- 1 会長、副会長、総務、会計及び監事は、総会において選出する
 - 2 ブロック会長及び専門部会長・専門副部会長は、会長の推薦により役員会において決定する
- 第8条 役員の仕事は、2年とする。再選を妨げない。ただし、会長の任期は原則2期までとする。
補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 第9条 本会に、会の各事業の円滑な運営をはかるため、組長を置く。
- 1 本区域内を別に定める組に分け、各組内の会員(原則として町内会役員を除く)は、互選により組長1名を選出する

- 2 組長は、組内をまとめブロック会長と連絡をはかる
 - 3 組長は、組を代表して総会に出席する
 - 4 組長は、別に定める専門部会のいずれかに所属し、専門部会の活動に参加する
 - 5 組長は、別に定める方法で町内会費の集金を行う
 - 6 組長は、担当地域内に転入する住民に本会の趣旨を説明し、入会を勧誘する
 - 7 組長の任期は、総会開催の日より翌年の総会開催の前日までの1年とする
- 第10条 本会に顧問を置くことができる。顧問は会長が委嘱する。
顧問は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

第4章 会議及び運営

- 第11条 総会は、毎年4月に会長が招集する。ただし、役員会が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の要求があったときは、臨時総会を招集しなければならない。
総会は、委任状を含め組長の過半数の出席により成立する。
総会の議長は、会長が指名する。
総会の議事は、委任状を含め出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。
総会は、次の事項を審議決定する。

- 1 事業計画
- 2 予算及び決算
- 3 役員（会長、副会長、総務、会計及び監事）の選出
- 4 会則の改定
- 5 その他役員会が必要と認める事項

- 第12条 役員会は、事業その他の重要事項を審議、承認、決定するものとし、その運営は下記による。

- 1 役員会は、毎月1回定期的に開催する
なお、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる
ただし、臨時役員会は、原則、開催日の3日前までに開催の通知をしなければならない
- 2 役員会は、過半数の出席により成立する
- 3 役員会の議長は、会長、又は会長の指名する役員がこれを務める
- 4 役員会の決定は、多数決による。可否同数の場合は、議長がこれを決する。なお、緊急を要する場合は、会長、副会長、総務及び会計担当役員が協議決定し、その後最初に開かれる役員会で承認を得ることができる
- 5 役員会には、民生・児童委員及びすみれ会代表等、役員会が必要と認める者が、オブザーバーとして参加することができる

- 第13条 本会の事業を円滑に遂行するため、部会長、担当組長及び参加を希望する会員で構成する専門部会を置く。

専門部会は、次の事項を協議、決定、実施する。ただし、年度計画及びその他の重要な決定については、その実施の前に役員会の承認を得なければならない。

- 1 年度計画
- 2 専門部会活動の企画、運営に関する事項
- 3 その他専門部会長が必要と認める事項

- 第14条 会長は、必要に応じて組長会を招集し、事業計画の立案、推進、その他について組長の意見を求めることができる。

第15条 会長は、特定の目的を遂行するため役員会の承認を経て、役員、組長及び会員を構成メンバーとする委員会を設置することができる。

第16条 「すみれが丘会館」及び「すみれが丘公園多目的広場」の管理、運営に関する規定は別途定める。

第5章 会費及び会計

第17条 本会の会費は、個人会員及び特定個人会員一世帯月額200円とする。ただし、集合住宅居住者は同150円、法人会員は同500円とする。二世帯住宅居住者の二世帯目は会費を免除する。二世帯住宅とは一つの建物に親の世帯と子の世帯の二世帯の家族が住む住宅とする。

第18条 本会の経費は、下記の収入をもってこれに充てる。

- 1 会費
- 2 官公庁よりの助成金及び謝金
- 3 会館使用料
- 4 祝い金及び寄付金

なお、必要に応じ総会の承認を経て、臨時会費を徴収することができる

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第20条 会員又はその家族の死亡に際しては、弔慰金を贈る。その額は役員会の議を経て定める。

第21条 町内会活動に必要な会合への出席及び費用は、役員会の議を経て定める。

付 則

本会則は、昭和50年6月1日より施行する。

昭和52年4月28日一部改定

昭和54年5月13日一部改定

昭和57年6月13日一部改定

昭和62年4月26日一部改定

平成 元年4月23日一部改定

平成 6年4月24日一部改定

平成 8年4月21日一部改定

平成15年2月23日一部改定

平成17年4月17日一部改定

平成20年4月20日一部改定

平成28年4月24日一部改定

平成30年4月22日一部改定

令和 3年4月25日一部改定

令和 5年4月23日一部改定

令和 6年4月21日一部改定